

宮運整第686号
令和3年12月15日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長



大型車の車輪脱落事故防止対策の再徹底について

標記について、自動車技術安全部長より別添「大型車の車輪脱落事故防止対策の再徹底について」（令和3年12月13日付け、東自整第128号、東自保第97号）のとおり通達が発出されたところですが、令和3年度の宮城県内における大型車の車輪脱落事案は12月14日現在すでに6件発生しており、昨年度の件数と並ぶ危機的な状況となっております。

つきましては、大型車の車輪脱落防止を図るため、下記事項について確実に実施頂くよう、傘下会員に対し再度周知徹底をお願いいたします。

記

1. タイヤ交換作業後は、50km～100km走行したら規定のトルクで増し締めを確実に実施すること。
2. タイヤ交換時には、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業を確実に実施すること。
3. 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換すること。